

## 食品リサイクル法における 都道府県の関与についての緊急提言

平成13年に施行された食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 平成12年法律第116号）においては、食品廃棄物等の発生抑制とリサイクルの促進を図るため、国が基本方針や数値目標、判断基準を定め、食品関連事業者に対する指導・監督等に取り組むことになっている。

また、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階において、食品循環資源の再生利用等を促進する施策を総合的に推進し、循環型社会を構築することが必要であることから、法の権限は国が直接行使してきたところである。

しかしながら、法施行後5年間を経過するが、国では食品関連事業者の実態について十分に把握しておらず、また法の定める再生利用等の目標を達成していない事業者に対し必要な措置をとるべき旨の勧告、命令も行っていない状況である。

こうした中、先般、農林水産省及び環境省両省より全国知事会に対し、法改正により都道府県への新たな事務の創設や、国の権限の一部移譲を検討している旨の申し出があり、全国3カ所で都道府県に対する説明会が開催されたところであるが、これまで都道府県との十分な連携、協議も全く行われていないことに加え、同法が所期の成果を上げることが出来ない原因の現状分析も不十分なままである。

このため、まずは、国において事業者の実態把握や、現行制度の問題点を明らかにした上で、国と地方の役割分担や連携のあり方について、地方の意見を聴きながら十分な検討を行うことが必要である。

については、地方自治体との十分な協議を行うことなく、拙速な法改正を行わないよう強く申し入れる。

平成18年11月22日

全 国 知 事 会